



諫早干拓を視察して

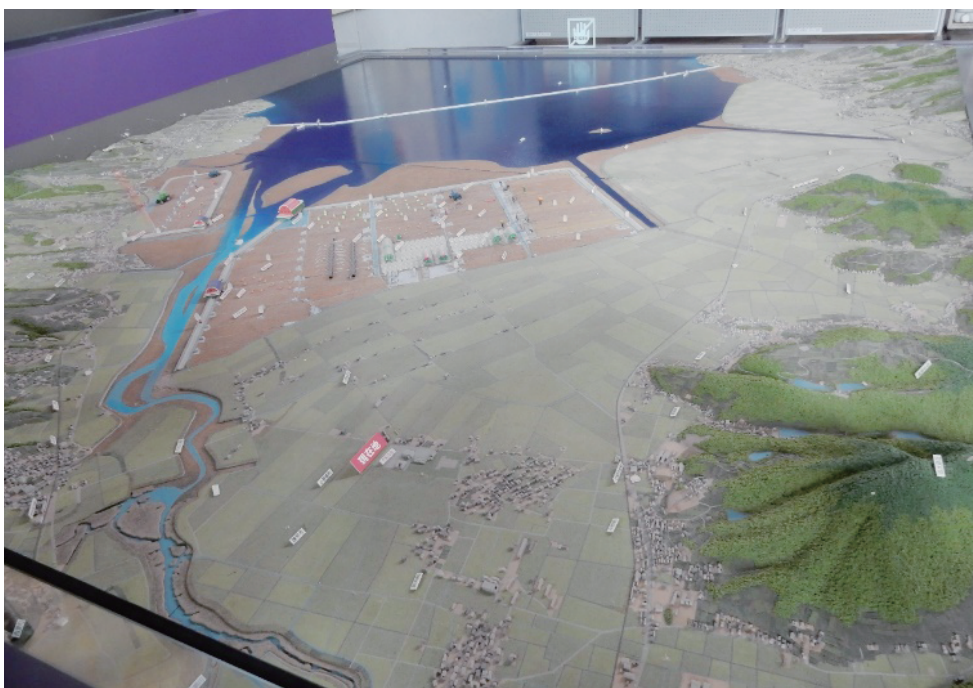
秋山 憲治

2018年3月22日、水研究の一環として有明海の諫早干拓事業を視察した。諫早は、九州の熊本県、佐賀県、長崎県に囲まれた有明海の長崎県側の中ごろにあり、しかも、島原半島の付け根の奥深い湾にある。潮の流れは、熊本県側から佐賀県側、そして長崎県側と時計回りとは反対方向に流れている。途中には阿蘇山などの火山灰や福岡県を流れる筑後川などから砂や泥が流れ込んでいる。流れ込んだ土砂を地元では「ガタ土」と呼んでおり、「ガタ土」が潮流に流され有明海の奥深さに切り込んだ諫早湾に流れ込み、引き潮の時に取り残され堆積していった。特に、諫早湾の干・満潮の差が最大約6メートルもあり、干潟が形成しやすかった。

干潟が大きくなるにつれ、その周りに堤防を築き、干拓し、農地を作っていった。しかし、堤防の外にはまた「ガタ土」が堆積し、干潟が形成され、そこに、干拓地を作るといって、いわば、諫早干拓は、古くから干潟と干拓を繰り返して行われてきた。また、一方では、「ガタ土」の堆積は、後背地の水はけを悪くし、台風による高波や豪雨による洪水など、自然災害を引き起した。い

わば、諫早湾の歴史は、「ガタ土」と自然災害との闘い、及びその対策としての干拓の歴史といえる。干拓資料館では、干拓地の生活、漁業、干拓の方法、諫早湾の漁労など、長年にわたる諫早の干拓の歴史を展示している。資料館員の説明では、自然災害の被害の説明が印象的であった。

近年、問題となっている諫早湾干拓事業は、戦後の食糧難対策として、1952年、当時の知事による「長崎大干拓構想」がきっかけといえる。干拓による広大な農地の獲得、農地への冠水による塩害防止、農業用水の確保などが計画された。広大な計画は、予算の関係や時代の諸事情の変化とともに、規模を1/3に縮小されて1989年に着工された。全長7キロに及ぶ潮受け堤防が建設されて、1997年4月潮受け堤防の水門が閉鎖された。それから10年後の2007年に完工式が行われ2008年に完成した。堤防内の調整池と有明海とが完全に分離され、調整池は淡水化され、農業用水とされ利用されることになった。営農は開始され、高潮や洪水のリスクは低減した。



諫早湾の干拓事業のジオラマ

(手前に水田、中ごろにハウス栽培などの畑、そして調整池と潮受け堤防、その向こうが有明海)

しかし、潮受け堤防の水門閉鎖以降、漁獲量の減少や海苔の養殖への影響など漁業に問題が発生した。諫早湾の大規模干拓事業による有明海の潮の流れや自然環境の変化が、漁業被害が発生させたとの疑念が強まっていった。漁業者は潮受け堤防の排水門の開門による調査を求めたが、一方営農者は開門による海水の流入、農地の塩害化の被害、あるいは洪水などが再び発生するのではないかと懸念し、開門の差し止めを求めた。2002年には、両者とも裁判に訴えた。



潮受け堤防の排水門

2010年12月、福岡高等裁判所は「5年間の潮受け堤防排水門の開放」の判決を下した。この判決に対し、政権交代を果たし、自民党の「無駄な公共事業」や環境破壊に批判的な民主党の菅直人首相は、上告をせずに、開門判決が確定された。しかし、開門に反対する運動も強まり、開門差し止めの裁判も起こされ、2014年には、「開門」と「開門差し止め」の折衷案ともいえる、開門しなければ漁業者に1日45万円(のちに増額)、開門すれば営農者に1日49万円という2つの制裁金の支払いが必要という裁定が確定した。

しかし、2018年7月、菅政権が受け入れた「開門」命令の無効化と制裁金の支払い停止が認められる判断が福岡高裁で下された。福岡高裁の2010年の開門命令と相反する判決が、2018年、開門無効という漁業者側にとって逆の判決が下されたことになった。諫早裁判は混迷の度合いを深めている。漁業者と営農者・地元住民

との対立に対し、有効な対応を取れなかった国の責任は大きいといえる。



潮受け堤防の排水門開門反対のタテカン

諫早干拓事業がここまで複雑にこじれた原因はどこにあるのだろうか？

諫早干拓事業は、食料不足対策として農地の造成、また自然災害に悩まされてきた地域住民からは防災の要請という目的から始まった。干拓の構想は戦後間もなくの1950年代初め食糧難時代から始まっている。しかし、事業の着工は1989年である。ほぼ40年後である。コメ余りによる減反政策は1970年から始まっている。既にそのころからコメの消費量は減少し、食糧難は解消しているともいえる。それから約20年後に、農地の造成を行う必要があったのか？また、諫早湾は海水干拓で多くの問題を引き起こす。干拓後の土壌は、塩分を多く含み脱塩化などその改善に問題を抱える。湾の一部を堤防によってせき止めると、湾の潮流に変化を生じさせ、漁業被害を起こす可能性があった。なぜ、途中で中止できなかったのか。当時は、自然災害の防止や野菜や果物栽培用地の造成が干拓開始の主な理由付けだったかもしれないが、動き出したら止まらない公共事業の典型といえる。

裁判の混迷は、国及び政治にある。2009年政権交代が自民党から民主党になった。特に、民主党政権は、自民党主導の公共事業に反対し金の

無駄使いや環境破壊を理由に、漁民の開門要求を支持した。菅政権は、福岡高裁の開門命令を上告せずに判決が決定した。一方、2018年には、自民党の一強安倍政権では、開門を無効化する判決となり、逆の裁定が下された。司法の判断は時の政権によって左右され、司法の独立性が疑われるような印象を持たざるを得ない。政治の混迷が、混乱した事態を招いたとも考えられ、今後、漁業者と営農者・地域住民の対立をどのように解消していくのか、被害を主張する漁業者の意見をどのように取り入れ、納得する解決ができるか、政治に求められている。

なお、今回の水研究は、島原の湧水と長崎の水道事業についても視察した。

雲仙・普賢岳、平成新山の活火山を背後に持ち、火山灰や砂礫の帯水層から島原市の城下町にはいたるところにきれいな湧水が流れ出て

おり、家庭の飲料水や生活水として利用されている。島原市は、歴史・城下町、火山・温泉、湧水、自然など観光資源に恵まれた町ではあるが、商店街を歩くとシャッター通りと化した街並みも見受けられ人口減少も問題となっているとのことである。

また、長崎市は、横浜、函館に次いで、日本で近代水道を設置した三番目の町であり、長崎市上下水道局水道資料室の見学もした。江戸時代に始まる水樋など長崎の水道の歴史に関する資料なども展示されていた。また、長崎の市街地を流れる中島川の上流にある本河内高部ダム・低部ダムも見学した。当ダムは、1982年の「長崎大水害」の経験をもとに、生活用水の水道機能だけでなく、洪水調節機能や市民の憩いの広場なども兼ね備えた多目的ダムとして再開発され2013年に完成している。

(客員教授)